

「送り状による運送保険」をご加入の皆様へ この書面は保険契約についての重要な事項が記載されておりますので、内容を十分ご確認ください。

契約概要のご説明（送り状にてお引き受けする運送保険）

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご要望に沿った加入内容であることをご確認のうえ、お申込みいただけますようお願いいたします。
- 本書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、小口貨物運送保険普通保険約款・運送保険普通保険約款・実損払い特別約款をご参照ください。また、ご不明な点につきましては、ヤマト運輸または朝日火災海上保険までお問い合わせください。

○ この運送保険のご加入は、お客様の任意です。加入料はお客様のご負担となります。ご加入されるかどうかはお客様の任意となりますので、下記の内容をご確認いただきご判断ください。

○ ヤマト運輸では運送約款に基づき賠償義務を負うことになっていますが、台風等の損害や、第三者による加害事故等の不可抗力による損害には責任を負いません。この運送保険にご加入いただきますと、上記の補償も含め万一の損害に備えてオールリスク<sup>(注)</sup>の補償をご提供します。

(注) オールリスクとは、運送保険約款に定める「保険金をお支払いできない損害（地震・噴火・津波を含みます。）」を除き、輸送中に発生した偶然な事故による荷物の損害を補償するものです。

1. 商品の仕組み

○この保険は「ヤマト便」で輸送される荷物を対象として、ヤマト運輸と朝日火災海上保険（以下「当社」といいます。）との間で締結している運送保険契約にお客様の任意の申込みによりご加入いただくもので、運送中における荷物の損害を補償します。

※ヤマト運輸の運送約款で補償の対象外となる場合でもこの保険で補償されることがあります。

2. 補償の内容

- 下記の内容は主なものを記載しております。
- 1. 保険金をお支払いする主な損害**
    - ・輸送用具の衝突、脱線、墜落等による損害
    - ・輸送中の盗難、不着、火災、破損、汚損等による損害

運送保険約款に定める「保険金をお支払いできない損害」を除く、偶然な事故によって荷物に生じた損害について保険金をお支払いします。
  - 2. 主な費用保険金**

上記の保険金とは別にお支払いする費用保険金は次のとおりです。

    - ・損害防止費用 ・救助料 ・経搬費用 ・共同海損分担額
  - 3. 保険金をお支払いできない主な損害**

保険金をお支払いできない主な損害は次のとおりです。

    - ・戦争、ストライキ、暴動、地震、噴火、津波、原子力、テロ、生物・化学兵器等による損害
    - ・保険加入者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人もしくは使用人の故意または重大な過失による損害
    - ・荷造りの不完全による損害 ・荷物の自然の消耗またはその性質もしくは欠陥による発火、腐敗、さび、むれ、変質等による損害
    - ・運送の遅延による損害 ・間接損害（レンタル費用等） など

3. 付帯できる主な特別約款とその概要

その他の特別約款の付帯をご希望の場合は、ヤマト運輸または当社までお問い合わせください。

4. 保険期間（保険の責任開始および終了までの期間）

荷物がお客様から運送業者に引き渡された時に始まり、通常の輸送過程を経て荷受人に引き渡された時に終わります。

5. 引受条件（補償金額等）

- 1. 補償金額＝保険事故で、保険会社がお支払いする最高限度額です。**  
※補償金額は適正な荷物の時価額にてご加入ください。
- 2. 荷物の時価額＝荷物の価値を金銭的に評価した価格です。荷物の時価額を確認する資料として納品書等がありますが、それがない場合は、発送地の市価（時価）となります。**  
・保険金は荷物に被った実際の損害額をお支払いしますが、損害額の算出方法は荷物の時価額が基準となります。  
・荷物の時価額を超える補償金額でご加入いただいても、超過部分の保険金は支払われません。また、必要以上の加入料を負担されることにもなりますので、補償金額は適正な荷物の時価額にてご加入ください。  
詳しくは、ヤマト運輸または当社までお問い合わせください。
- 3. 適用保険約款＝適用される保険約款は荷物の種類、補償金額によって異なります。**  
○30万円以下の荷物：小口貨物運送保険普通保険約款を適用します。  
○30万円超の荷物：運送保険普通保険約款、実損払い特別約款を適用します。
- 4. 加入料＝お支払いいただく加入料は補償金額1万円につき10円（一律）です。1送り状につき、最低50円の加入料をお支払いいただきます。**  
●加入料は原則、保険のご加入と同時に支払っていただきます。  
●別途割増加入料が必要な場合があります。  
ご不明な点につきましては、ヤマト運輸または当社までお問い合わせください。

6. 対象外貨物

下記の（イ）から（ハ）の荷物は原則、この保険でお引き受けできない荷物となっております。ただし、別途条件を定め、お引き受けする場合があります。

（イ）貨紙幣類、小切手、有価証券（印紙、切手、金券等を含む類似のもの） （ロ）金・銀・白金の地金 （ハ）家畜および生動物

（ニ）事前に申告のない宝石、貴金属、美術品、骨とう品等 （ホ）生鮮食料品 （ヘ）その他ばら積み貨物 など

- ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご要望に沿った加入内容であることをご確認のうえ、お申込みいただけますようお願いいたします。
- 本書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、小口貨物運送保険普通保険約款・運送保険普通保険約款・実損払い特別約款をご参照ください。また、ご不明な点につきましては、ヤマト運輸または朝日火災海上保険（以下「当社」といいます。）までお問い合わせください。

1. クーリングオフ（契約申込みの撤回等）

この保険は、クーリングオフ制度の対象外です。

2. 告知義務・通知義務・重大事由解除等

- 1. 告知義務**  
お申込みいただいた内容について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったり事実と異なることを告げた場合は、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。ご加入される前に、特に送り状（原票）の記載事項のうち、運送保険申込みに係る下記の重要事項を再度ご確認ください。  
(1) 運送保険の要・不要 (2) 補償金額 (3) 品名等（壊れやすい荷物がある場合は事前にその旨をヤマト運輸へお伝えください。)
- 2. 通知義務**  
お申込みいただいた内容に関して、ご加入後に危険の著しい変更または増加が生じる場合、または生じた場合には、遅滞なくヤマト運輸までご連絡ください。ご連絡がない場合、変更後に生じた事故による損害に対して保険金をお支払いできないことがあります。
- 3. 重大事由による解除**  
保険加入者または被保険者が、保険金を支払わせる目的で損害を生じさせた場合や、詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合は、ご契約が解除されることや、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 保険責任開始期

保険責任は、荷物がお客様から運送業者に引き渡された時に始まります。

4. 保険金をお支払いできない主な損害

- 保険金をお支払いできない主な損害は次のとおりです。
- ・戦争、ストライキ、暴動、地震、噴火、津波、原子力、テロ、生物・化学兵器等による損害
  - ・保険加入者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人もしくは使用人の故意または重大な過失による損害
  - ・荷造りの不完全による損害 ・荷物の自然の消耗またはその性質もしくは欠陥による発火、腐敗、さび、むれ、変質等による損害
  - ・運送の遅延による損害 ・間接損害（レンタル費用等） など

5. 加入料の払込猶予期間等の取扱い

加入料は原則、保険のご加入と同時に支払っていただきます。

6. 保険会社が破綻した場合等の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。引受保険会社が経営破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」があります。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。補償対象となる場合には、引受保険会社が経営破綻したときの保険金、解約返れい金等は80%（ただし、破綻後3か月以内に発生した保険事故による保険金は100%）までが補償されます。

7. 個人情報のお取扱い

- この運送保険契約に関するお客様の情報を、適切な契約のお引受け、円滑な保険金のお支払い、付帯サービスのご提供の他、次の目的のために業務上必要な範囲内で利用いたします。  
(1) 当社の商品の販売・サービスの提供、保険契約の管理  
(2) 当社の提携先企業の商品・サービスに関する情報の案内
- 当社は、「個人情報の保護に関する法律」その他法令等で認められた範囲内で、この保険契約に関するお客様の情報を第三者に提供することがあります。
- 次の（1）から（4）までの取扱いに限定して、当社はこの保険契約に関するお客様の情報を第三者および業務委託先に提供することがありますので、ご同意の上お申込みください。なお、ご同意いただけない場合は、この保険契約をお引き受けすることはできません。  
(1) 前記1.において、当社の提携先企業への提供  
(2) 再保険契約の締結や再保険金の請求等のため、再保険会社への提供  
(3) 保険制度の健全な運営を確保するため、また、不正な保険金請求を防止するために、次に掲げるとおり損害保険会社等の間での確認・共用  
①この保険契約に関する事項について一般社団法人日本損害保険協会に登録し、損害保険会社等の間で共用いたします。  
②事故発生の際、この保険契約および保険金請求に関する事項について損害保険会社等の間で確認いたします。  
\*詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ（http://www.sonpo.or.jp/）をご覧ください。  
(4) 利用目的の達成に必要な範囲内において、当社代理店を含む業務委託先への提供
- 当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス等につきましては、当社ホームページ（http://www.asahikasai.co.jp/）をご覧ください。

<b>朝日火災海上保険株式会社への保険に関するお問い合わせ・ご相談は</b>
朝日火災海上保険株式会社(引受幹事保険会社)への保険に関するお問い合わせ・ご相談は、下記「お客様相談センター」にご連絡ください。 ☎0120-115-603 ○受付時間:平日9:00～17:00 ○年末・年始を除きます。 ○携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
<b>当社との間で問題を解決できない場合には</b>
当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。 <b>一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター</b> ☎0570-022808 ○受付時間:平日9:15～17:00 ○年末・年始を除きます。 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)
<b>ヤマト運輸株式会社(取扱代理店)へのお問い合わせ・ご相談は</b>
ヤマト運輸株式会社(取扱代理店)へのお問い合わせ・ご相談は、下記「お客様サービスセンター」にご連絡ください。 ☎0120-01-9625 ○受付時間:8:00～21:00 ☎0570-200-000
○携帯電話・PHSからはナビダイヤルをご利用ください。※050IP電話ご利用のお客様は、050-3786-3333へお掛けください。

その他で注意いただきたいこと

1. 共同保険について

ヤマト運輸と朝日火災海上保険との間で締結している運送保険契約は次の保険会社による共同保険契約であり、朝日火災海上保険は、引受幹事保険会社として、「共同保険に関する特約条項」に基づき、保険料の受領、保険金の支払いその他の業務または事務について、他の引受保険会社の代理・代行を行っております。各引受保険会社は次の割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。  
・朝日火災海上保険 47% ・三井住友海上火災保険（あいおいニッセイ同和損害保険） 35% ・損害保険ジャパン日本興亜 18%

2. 万一事故が起きたときは

- ①まず最寄のヤマト運輸へすみやかにご連絡ください。**  
なお、盗難・紛失事故の場合は、警察に事故の届け出を行っていただきます。
- ②保険金請求のためには、次の書類が必要です。**  
○保険金請求書 ○ヤマト運輸の送り状 ○損害を被った荷物の価格が確認できる書類としてカタログ、納品書（オークション取引時は落札画面）等  
○ヤマト運輸が発行する荷物事故報告書 ○損害等を立証する書類として荷物事故現認書、損害見積書、被損品の写真等
- ③保険金はヤマト運輸を通じてお支払いします。**